

上越地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 予算は、規約第14条の規定により構成市町村（規約第1条に規定する構成市町村をいう。以下同じ。）が負担する負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議に諮りその議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会の会議を招集する暇がないときは、補正予算を専決することができる。

3 会長は、前項の規定により補正予算を専決したときは、速やかにこれを協議会を組織する者に報告しなければならない。

4 会長は、第1項の規定により補正予算の議決を経たとき又は第2項の規定により補正予算を専決したときは、当該補正予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(決算等)

第4条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせるものとする。

2 予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の事務局の事務局長が定める様式によりこ

れを行うこととする。

3 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(準用)

第6条 協議会の財務については、この規程に定めるもののほか、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「上越地域合併協議会の会長」と、「助役」又は「部局長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局長」と、「課長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局次長」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年8月20日から施行する。

(予算の調製の特例等)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置の日の属する会計年度に限り、同項の規定により当該会計年度の予算が成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。